

○財務省告示第百三十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十年四月十日に発行した政府短期証券の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百五十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

| 八 | | 七 | | 六 | | 五 | |
|----|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|
| 額最 | | イ 払 込 金 | | イ 発 行 | | イ 募 入 | |
| 低 | 行 争 非 者 特 国 入 価 | 行 争 非 者 特 国 入 価 | 行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 | 行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 | 行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 | 行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 | 方 募 入 決 定 の |
| 額 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | 札 格 第 I 加 場 行 争 | の |
| 面 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | の |
| 金 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | 発 競 I 加 場 行 争 | の |
| 五 | | 万 | 四 | 六 | 一 | | 価 |
| 万 | | 円 | 千 | 千 | 兆 | 億 | 格 |
| 円 | | 三 | 円 | 八 | 八 | 面 | 競 |
| | | 百 | | 千 | 千 | 金 | 争 |
| | | 十 | | 七 | 七 | 額 | 入 |
| | | 五 | | 百 | 百 | で | 札 |
| | | 億 | | 三 | 億 | 四 | 発 |
| | | 四 | | 億 | 三 | 千 | 行 |
| | | 千 | | 三 | 百 | 三 | 「 |
| | | 四 | | 百 | 九 | 百 | と |
| | | 百 | | 九 | 十 | 八 | い |
| | | 九 | | 十 | 二 | 十 | う |
| | | 十 | | 二 | 万 | 八 | 。」 |
| | | 六 | | 万 | | | 非 |

申込みの応募額を割り当てる。各申請
 募集限度額の範囲内において各申請
 各国債市場特別参加者ごとの応募
 当てる。そのうち応募額を順次割り
 ものからそのうち応募額の高い
 各申込みのうち応募額の低い
 各申込みの範囲内において各申請
 募集限度額の範囲内において各申請

額面金額で四千三百十二億円
 億円金額で一兆八千六百八十八

額面金額で四千三百十二億円
 億円金額で一兆八千六百八十八

九
振替単位

十
一 発行 行 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

十
一 発行 格 争 日

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
する。[。]

平成三十年四月十日

額面金額百円につき百円七銭七

額面金額百円につき百円八銭

額面金額百円につき百円

額面金額百円につき百円

平成三十年十月十日

ただし、償還期が銀行休業日に

当たるときは、その翌営業日に

償還金を支払う。[。]

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成三十年四月十日